

日本学生支援機構 奨学金（給付型）のご案内
～2026年度に国内の大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の
奨学金を希望する皆さんへ～

1 給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、原則返す必要のない奨学金を支給するものです。この制度は意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、定められました。

※授業料・入学金の減免

給付奨学金の支援対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。詳細は、進学決定後に進学先の学校に問い合わせてください。

2 給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、受け取ったお金を返すことが必要になることがあります。

3 奨学金の支給金額

1 一般の課程（通信教育以外の課程）

支給が認められた年月から正規の卒業時期まで、給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

○支給金額（通信教育以外の課程）

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	25,600円	50,600円
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	12,800円	25,300円
第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	7,300円	16,700円	9,600円	19,000円

2 通信教育課程

○支給金額（通信教育課程）

区分	(国公立・私立／自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円
第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	12,800円

※授業形態（印刷教材、スクーリング、放送大学、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）に関わらず、金額の違いはありません。

【多子世帯の支援について】

「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれかの小さい方の数が3以上であり、かつあなたが生計維持者に扶養されている場合をいいます。

- ・あなたが奨学金申込時に申告した生計維持者の扶養家族のうち、「あなた」、「生計維持者の子」及び「扶養している生計維持者よりも年下の人」の合計
- ・あなたの生計維持者全員の市町村税情報における、「老人」を除いた扶養親族の合計

※市町村民税情報における配偶者は扶養親族には含まれません。

※生計維持者のいずれかが2025年1月1日時点で海外居住だった場合は確認方法が異なります。ホームページをご確認ください。

※多子世帯に属していて資産額の合計が3億円未満の人のうち、収入基準が第Ⅳ区分を越えている場合又は資産額が5,000万円以上の場合は給付奨学金は支給されませんが、授業料減免の対象になります。

【第Ⅳ区分の支援について】

(1)あなたが多子世帯に属している場合

給付奨学金として、進学先の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる上表の金額が支給されます。また、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、第Ⅰ区分と同額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

(2)あなたが多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等に進学した場合

給付奨学金の支給額は0円となりますが、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

(3)上記(1)・(2)のいずれにも当てはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

4 対象機関（確認大学等）

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体が給付奨学金の対象

であることを確認した学校（確認大学等）です。ただし正規の学籍で在籍する場合に限ります（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）

確認を受けた学校は、以下のリンクから確認できます。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

（表内記号の意味）

○…支給対象 ×…支給対象外 △…支給対象か否かは進学先ごとに異なる

学校種別・課程		支給の可否
大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学（※１）	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程（※１）	○
	専攻科（※２）	△
	別科	×
高等専門学校	４・５年生（※３）	○
	専攻科（※２）	△
専修学校	専門課程（※４）	○
	通信教育課程（※１）	○

※１ 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関わらず、年に一度、年額が一括支給されます。

※２ 独立行政法人大学改革・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります。（予約採用ではなく在学採用の対象）

※３ 高等専門学校は、４年次に編入する場合のみ予約採用の対象となります。

※４ 専修学校高等課程、一般課程及び附帯教育は対象外です。

※ 海外の大学等へ進学する場合は対象外です。

5 申込資格

2026年度に大学等へ進学を希望する人で、次のいずれかに該当する人が申し込みます。過去に大学等に進学し給付奨学金の支給を受けたことがある人は、再度申し込むことができません。

（１） 2026年3月に初めて高校等（本科）を卒業予定の人

（２） 初めて高校等（本科）を卒業した年度の末日から申込みを行う日までの期間が2年以内の人

※専修学校（高等課程）は3年以上の課程に限ります。

※2025年秋季に卒業予定の人でも対象です。

※高卒認定試験合格（予定）者も対象になる場合があります。JASSO ホームページにてご確認ください。

外国籍の人へ

外国籍の人は、上記の申込資格を満たし、次の(1)～(6)のいずれかに該当する人であれば申込みができます。なお、申込資格のない在留資格の人が、「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は申込みをしても採用されません。申込みにあたっては在留資格等の証明書類の提出が必要です。

【外国籍の人の申込資格】

- (1) 法定特別永住者
- (2) 永住者
- (3) 日本人の配偶者等
- (4) 永住者の配偶者等
- (5) 定住者・・・将来永住する意思がある人
- (6) 家族滞在・・・次の①～④全てを満たす必要があります。
 - ① 12歳に達した学年の末日までに日本国に入国した人
もしくは日本国の小学校を卒業した人
 - ② 日本国の中学校を卒業した人
 - ③ 日本国の高校等を卒業予定又は卒業した人
 - ④ 大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

6 選考基準（学力基準・家計基準）

給付奨学金に採用されるには学力基準と家計基準のすべてを満たしている必要があります。

1 学力基準

申込時点で次の（１）又は（２）のいずれかに該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

- ① 高校等における第1学年から申込時までの評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること
- ② 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが確認できること

2 家計基準

あなたと生計維持者について、次の「①収入基準」及び「②資産基準」のすべてに該当する必要があります。（該当しない場合は採用されません）。

（１）収入基準

提出されたマイナンバーにより2024年（1月1日から12月31日）の収入に基づく2025年度住民税情報により算出された支給額算定基準額（※1）が下表に該当するか判定します。

2025年中に減収（失業等）があっても状況を鑑みることとはできません。

（※1）支給額算定基準額 ＝ 課税標準額×6％ － （市町村税調整控除額＋市町村税調整額）
（100円未満切り捨て）

【第Ⅰ区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が
100円未満であること

【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上
25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上
51,300円未満であること

【第Ⅳ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上
154,500円未満であること

(2) 資産基準

スカラネット入力時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が基準額5,000万円未満であることが必要です。基準額以上の場合、給付奨学金は支給されません。

7 授業料等の減免（申請から認定まで）

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免（減額・免除）も同時に受けることができます。

1 申請時期

原則、毎年春（4月～）及び秋（9月～）に学校で募集を行います。申請時期や申請方法は学校で定めているため、進学後、進学先の学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです。

3 減免額（年額）

あなたと生計維持者の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により定まります。

4 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の選考要件（基準）と同じです。

なお、あなたが多子世帯に属している場合、資産基準は「あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること」となります。

5 申請手順

進学先の指定する方法により申請します。

その他、詳細については、以下の「日本学生支援機構のホームページ」において確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>